

岐南中ガイド

令和 7 年度



☎ 501-6016

岐阜県羽島郡岐南町立

岐 南 中 学 校

岐阜県羽島郡岐南町徳田3丁目284番地

電 話 (058) 273-1052~3

F A X (058) 278-1682

mail ginanchu@scl.town.ginan.gifu.jp

第	学年	組	番
氏名			

岐南町立 岐南中学校

はじめに

正門を入ったところにある記念碑には、欒（イチイ）の葉をデザインした校章が刻まれています。欒の花言葉は「高尚」です。学問や技術に優れ、気高く立派なことを意味します。そして、岐南中学校の教育目標は「自ら動く」です。自分や仲間、地域や社会のために、自ら動ける生徒を目指しています。



岐南中学校の校歌の2番には、「…^{けんさん}研鑽^{ちか}の誓いもかたく花ひらく、あしたを胸に…」という歌詞があります。

自分の将来の夢や希望をしっかりともち、その実現に向かって、その日その日を精一杯努力すれば、最後には美しい花がひらくように、きっと、夢や希望がかなう日が来るとのことです。

皆さんが様々な困難を乗り越え、心身共に成長し、美しい花を咲かせて卒業することを心より願っています。

また、校歌の1番と2番は「**学ばん共に**」「**進まん共に**」という言葉で締めくくられています。将来の自分を創るうえで極めて大切な中学校3年間に、かけがえのない仲間と出会い、共に成長していきましょう。そして、「**自ら動く**」ことができるようになるためには、中学校の3年間で次のことをやり抜くことが必要となります。

1. 毎日規則正しい生活をし、仲間と共に真剣に学習や生徒会活動、係活動に取り組むこと。
2. 集団の規律・約束を守り、自分の良さ、仲間の良さを見つけ、仲間と共に学級・学校づくりに参加すること。
3. 様々な困難に立ち向かい、仲間と共に精一杯学習やスポーツなど自らの目標に向かって挑戦すること。
4. 地域や社会全体の動きに目を向け、社会の一員として仲間と共に地域づくりに参加すること。

このガイドブックは、皆さんの中学校生活の基準となる手引きです。常に身近に置き、時々読み返すことが大切です。

目次

はじめに

岐南中学校の校章・沿革	3
岐南中学校 校歌	4

▶第一章 学校ガイド

学校の教育目標	6
日 課	7
校舎・教室の配置図	8
行 事	10

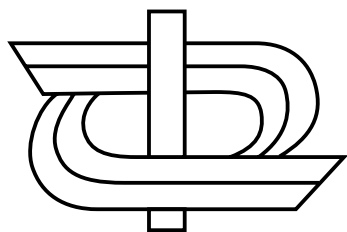
▶第二章 学習ガイド

学習内容と担任の先生	12
学習の心がまえ	13
家庭学習のねらい	14
学 級 活 動	15
生徒会活動	17
部 活 動	19
図書室の利用	21

▶第三章 生活ガイド

掃除・給食	24
持ち物の管理	25
校外生徒会活動	26
通学路・自転車通学	27
服装・所持品	28
正しい身なり	30
学校指定物品などの購入について	32
心とからだの健康	33
生徒会会則	34
自転車通学許可願い	
通学路図	

■ 岐南中学校の校章 ■



岐南中学校の校章は昭和 48 年 4 月 1 日に制定されました。

三本の緑色の線を基調にデザインされ、次の 4 つのことが込められた斬新でスマートな校章です。

- 清流木曽川、長良川に囲まれた美しい自然環境にある。
- 郷土岐阜県の木、「イチイ」の葉を表わし、岐阜県一の立派な学校をめざす。
- 知・徳・体の調和のとれたバックボーンのある人間形成をめざす。
- 全体の形で中学校の「中」の文字を表わす。

■ 学 校 の 沿 革 ■

昭和 48. 4. 1	岐阜市岐南町組合立厚八中学校より分離、岐南町立岐南中学校創設	14.11. 9	創立 30 周年記念式典挙行
49. 2. 1	羽栗中学校を統合し、岐南町笠松町組合立岐南中学校となる。	16.10. 1	耐震工事、管理棟、普通棟、耐震工事
4.10	文部省生徒指導推進校となる。	11.10	県教委指定「特色ある教育課程実践推進事業」公表会
52. 2.26	校歌発表会	20.11.20	P T A 文部科学省大臣賞受賞
54. 3.20	普通教室棟 4 教室増築	21.10.19	県教委指定「研修校指定学校」公表会
11. 8	全国放送教育研究大会発表会	12.11	「ちいさな親切」実行章受賞
55. 7. 7	中庭洋風庭園完成	23. 6. 1	「教育ステーション」から「学びステーション」へ改称
56. 9.19	「浄心の泉」銘々碑贈呈	24. 8.15	校内 L A N 設備改修
57.11.11	県教委指定実験学校発表会	9. 7	第 3 理科室大改修
11.19	P T A 文部大臣賞受賞	10.27	創立 40 周年記念式典挙行
11.28	創立 10 周年記念式典挙行	25. 8.17	第 43 回全国中学校相撲選手権大会の運営支援
58.10.18	学校保健統計調査で文部大臣賞受賞	25.12. 4	県教委主催「消費者教育スモールステージ」開設
59. 2.16	図書館経営で文部大臣賞受賞	26. 4. 1	二期制
60. 3.20	北舎（管理棟）東に 6 教室増築	27.11. 6	実践公表会
4. 1	いちい学級を開設	28. 4. 1	二町教委指定「コミュニティスクール」へ
62.11.16	創立 15 周年記念式典挙行	28.12. 8	地域連携推進で文部科学大臣賞受賞
63. 4. 1	笠松町との組合立を解消し、岐南町立岐南中学校となる。	30.4.20	下水切替工事
平成 2. 3. 5	パソコン学習室開設	6.21	防音サッシ機能復旧工事
3. 3. 1	南舎（普通教室棟）・運動場改修	30.11. 1	学習公表会
4. 3.31	北舎（管理棟）改修・全館冷暖房完備	令和 1.6.24	空調機器機能復旧工事（機械・電気）
4. 1	ふれあい学級を開設		空調機器機能復旧工事（建築）
11. 4	開校 20 周年記念式典挙行	8.8	設備時計改修工事
5. 4. 1	男子学生帽廃止		ボランティアスピリットアワード
11.21	教育ステーション '93 実施		コミュニティ賞受賞
7. 5.23	文化庁芸術教室「走れメロス」上演	令和 2.7.28	ガラス飛散防止フィルム貼付工事
10. 4. 1	スクールカウンセラー活用調査研究校	2.8.19	校内 L A N 整備工事
10.11. 9	学習室インターネット対応改修		ボランティアスピリットアワード
11. 9. 1	体育館床面大改修		コミュニティ賞受賞

岐南中学校 校 歌

岐南中学校 校歌

作詞 永橋平助
作曲 中芥正晴
編曲 小林来弥

♩ = 104-112

一、 風 清 く
澄 み ゆ く 空 に
か が や く は
希 望 の 光
木 曽 川 の
流 れ も は る か
悠 久 の
道 を 求 め て
わ れ ら
岐 南 中 学 校
学 ば ん 共 に

二、 夢 若 く
伸 び ゆ く ま ち に
み な ぎ る は
あ ら た な 息 吹
研 鑽 の
誓 い も か た く
花 ひ ら く
あ し た を 胸 に
わ れ ら
岐 南 中 学 校
進 ま ん 共 に

第一章

学校ガイド

岐南中学校が願っていること



岐南中学校では、自分や仲間、地域や社会のために「自ら動く」生徒になってほしいと願っています。

そのためには、[この学級にいてよかった] [今日の授業はよくわかった] [今日は〇〇ができるようになった] [自分は役に立っているんだ] [自分は頼りにされている] [〇〇が課題だからがんばろう] というような思いがもてるようにします。このような思いを、自己肯定感、自己有用感と言います。

そして、次のことを大切にして学校生活を創っていきます。

1. 誰もが大切にされていると実感できる学校学級づくり
2. 分かった・できたと実感できる学習・授業づくり
3. 自浄力・自治力を高める行事、学級・生徒会づくり
4. 地域からも頼りにされる学校づくり

中学校での一日の生活を有意義にすごそう。

▶自己の一日の生活を価値あるものに

- ・朝の部活動や、生徒会の朝のあいさつ運動に、積極的に参加しよう。
- ・8時15分までに教室に入り、カバンを片づけて朝の会を迎えよう。
- ・学習では、めあてをもち、自ら理解を深めていこう。
- ・放課後の活動では、学級・学年の活動、生徒会の活動、部活動に取り組もう。

▶学校での一日の服装

- ・制服で登校する。
- ・学校生活は制服を基本とする。
- ・体育、掃除、必要に応じて美術・技術・家庭科は体操服に着替える。

普通日課

予 鈴	8:15	
朝 読 書	8:20 ~	8:25
朝 の 会	8:25 ~	8:35
第 1 時	8:45 ~	9:35
第 2 時	9:45 ~	10:35
第 3 時	10:45 ~	11:35
第 4 時	11:45 ~	12:35
給 食	12:35 ~	13:15
片 付 け	13:15 ~	13:25
A 掃 除	13:30 ~	13:45
B 昼 休 み	13:30 ~	13:45
第 5 時	13:55 ~	14:45
第 6 時	14:55 ~	15:45
帰りの会	15:55 ~	16:10
最終下校 16:25		

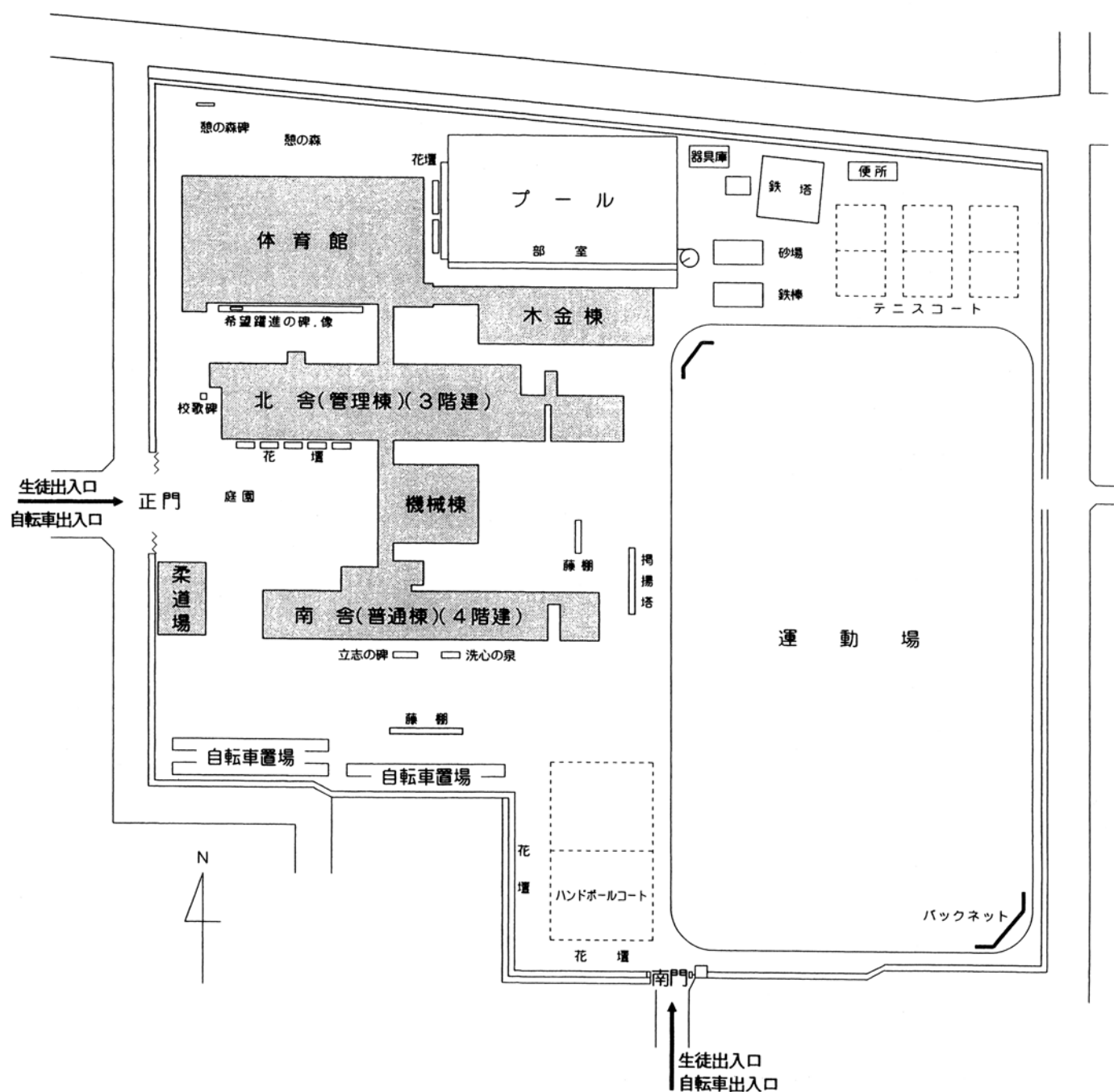
冬 日 課

予 鈴	8:15	
朝 の 会	8:20 ~	8:30
第 1 時	8:40 ~	9:30
第 2 時	9:40 ~	10:30
第 3 時	10:40 ~	11:30
第 4 時	11:40 ~	12:30
給 食	12:30 ~	13:10
片 付 け	13:10 ~	13:15
A 簡易掃除	13:20 ~	13:30
B 昼 休 み	13:20 ~	13:30
第 5 時	13:40 ~	14:30
第 6 時	14:40 ~	15:30
帰りの会	15:40 ~	15:55
最終下校 16:10		

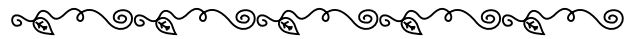
校舎配置図

建物や教室を
よく知って大切に使おう。

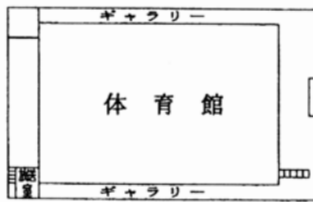
校 地 面 積	34,473 m ²
運 動 場 面 積	5,038 m ²
校 舎 面 積	7,666 m ²
体 育 館 面 積	1,708 m ²
プ ー ル 面 積	922 m ²
普 通 教 室	28 教室
特 別 教 室	14 教室



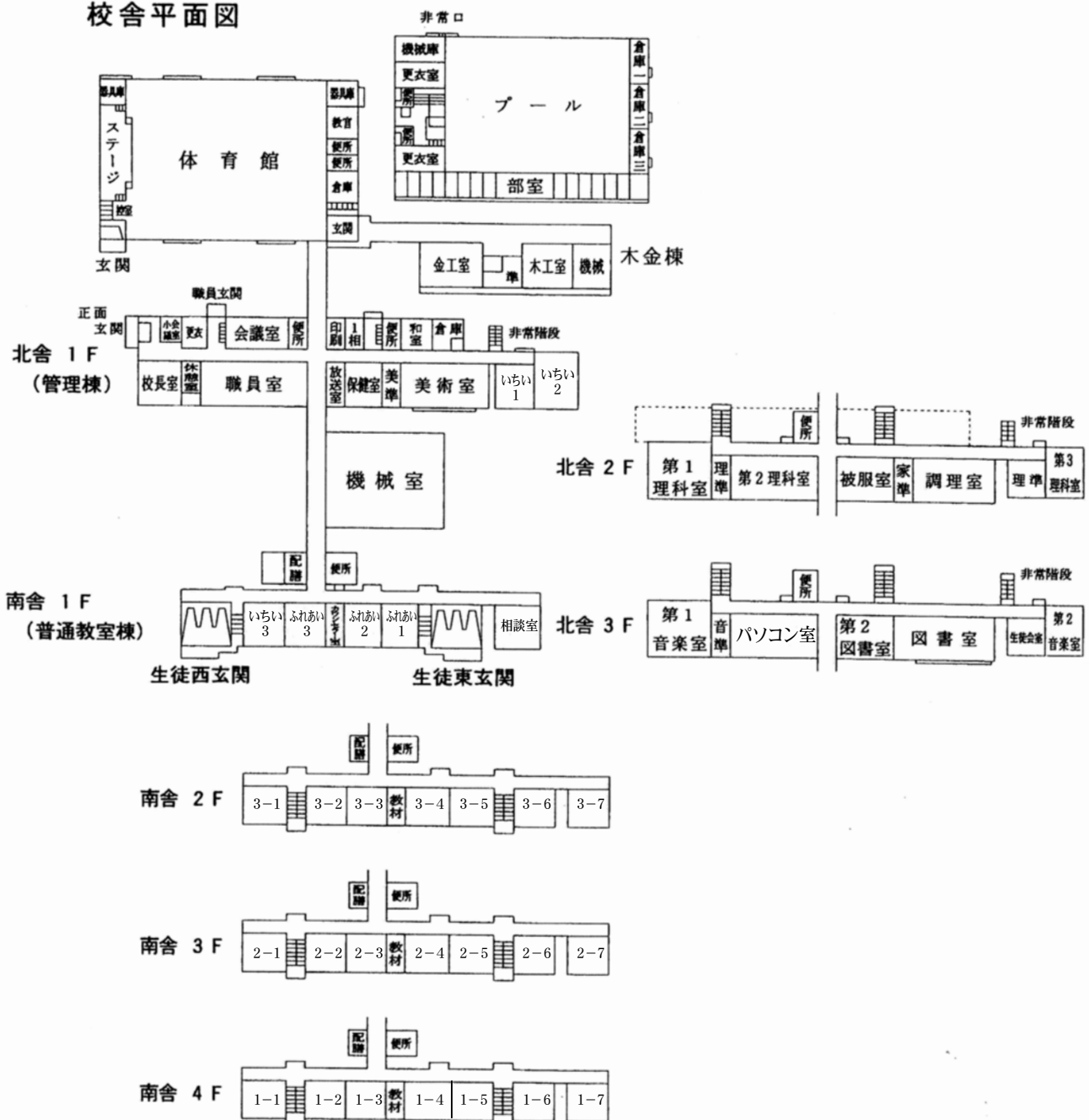
令和 6 年度 教室の配置図



体育館 2 F



校舎平面図



仲間と取り組み、自分や学級の宝を創りだそう。

▶行事に燃える。

行事は、学校生活での節目となります。学級の仲間や係・委員会で十分話し合い、目標を達成するためにみんなで燃えあがって取り組もう。そのなかで、自分自身が成長し、学級の仲間との結びつきが高まる大きな契機にしよう。それは、大切な大切な思い出となります。自分や学級の宝を創りだすために、精一杯取り組もう。

▶令和6年度 主な年間の行事

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
行事	・始業式 ・入学式 ・諸検診（～6月） ・発育測定 ・体力テスト ・命を守る訓練 ・授業参観 ・学級懇談	・実力テスト ・授業参観 ・PTA総会 ・部活動育成総会 ・宿泊研修 郡上研修（1年）	・中間テスト ・町あいさつ運動① ・広島研修（3年） ・日間賀島研修（2年） ・羽島ブロック大会（～7月）	・三者懇談 ・中体連 地区大会 県大会	・中体連 東海大会 全国大会 ・高校見学（3年） ・期末テスト	・命を守る訓練 ・生徒会選挙（後期） ・スポーツステーション
月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
行事	・前期終業式 ・キッズウィーク ・町民運動会 ・後期始業式 ・実力テスト ・教育実習（～11月） ・職場体験（2年）	・中間テスト（1, 2年） ・町あいさつ運動② ・合唱 ステーション	・郡駅伝競走大会 ・三者懇談 ・期末テスト（3年） ・新1年生 半日入学 ・実力テスト（3年）	・実力テスト ・命を守る訓練	・期末テスト（1・2年） ・3年生が語る会 ・町民マラソン大会	・伝統を引きつぐ会 ・公立高校入試 ・卒業式 ・生徒会選挙 ・修了式 ・離任式

第二章

学習ガイド

学習内容と担当の先生

いろいろな先生と力いっぱい学習しよう。

	学 習 内 容	先 生 の 名 前
教 科	国 語 科	
	社 会 科	
	○数 学 科	
	理 科	
	音 楽 科	
	○美 術 科	
	○保健体育科	
	◎技術・家庭科	
	英 語 科	
	道 徳 科	
特 別 活 動	学 級 活 動	
	○生徒会活動	
	学 校 行 事	
総 合 的 な 学 習		
その他	部 活 動	

○新しい名前にかわる教科

◎新しく学習する教科

校 長	
教 頭	
教務主任	
生徒指導	
養護教諭	
事務主任	

学年の先生

学年主任	
1 組担任	
2 組担任	
3 組担任	
4 組担任	
5 組担任	
6 組担任	
7 組担任	
専 科	
専 科	
い ち い	
ふれあい	

S C相談員先生

スクールカウンセラー	
スクール相談員	
相 談 室 担 当	

自分なりの考え方や表し方を大切にして、 仲間と共に学び合える生徒になろう。

中学校での学習

中学生になると、小学校での学習と変わることがいくつかあります。

- ・学習する教科により、教えてもらう先生が変わります。
- ・小学校にはなかった教科として、技術・家庭科があります。
- ・教科の名前が変わります。

算数科→数学科

体育科→保健体育科

家庭→技術・家庭科

図画・工作→美術科

- ・前・後期ごとに中間テストと期末テストがあります。(3年生は後期・中間テストはありません。)

1. 積極的に学習に取り組むために

- ①本鈴前には着席し、学習の準備をしましょう。
- ②学習の目標をもって、授業に参加しましょう。
- ③話を聴く時は、話し手の方を向き、自分の考えと比べながら聴きましょう。
- ④進んで挙手をし、自分の考えを仲間に分かるように発表しましょう。
- ⑤宿題はその日のうちにやり終え、次の授業に臨みましょう。

2. ノートを授業に役立てるために

- ①教科によりノートの形式が違うので、教科ごとのオリエンテーションが終わってからノートを購入しましょう。
- ②ノートには、予習、自分の予想、仲間の考え、まとめ、復習等を書き込み、自分の宝物になるようなノートをつくっていきましょう。

3. 学習用具について

- ①学習に必要な用具を確実に準備しておきましょう。
シャープペンシル(鉛筆) 2～3本、黒ペン、赤ペン、ネームペン、消しゴム、定規、のり、はさみ、下じき
- ②筆記用具はシンプルで使いやすいものにしましょう。必要以上にはもってこないようにしましょう。
※キャラクターや絵がついたものは、ふさわしくありません。入試などでは使用できません。

4. 計画的に学習をして、テストに臨むために

- ①日頃から学習計画を立て、その計画にそって学習を進めましょう。
- ②提出物を期限内に提出できるように取り組みましょう。
- ③自主学習を行い、弱点を補強しましょう。

「確かな学力」を身に付けるためには、学校で学んだことを家で復習したり、練習したりすることが大切です。
次のことがその効果を高めるためのポイントです。

1. 生活のリズムづくりをする

- ・朝ごはんをしっかり食べる。
- ・十分な睡眠時間をとる。
- ・睡眠の直前に、ゲームなどしない。
- ・テレビを見たり、ゲームをしたり、マンガを読んだりする時間を決める。

寝る直前にゲームなどをすると、脳が興奮して寝られないよ。



2. 机に向かう時間づくりをする

- ・部活動や塾などで忙しく過ごしていても、必ず机に向かう時間を設ける。
- ・学年＋1時間程度を目安に学習に取り組む。

3. 家で学習する環境づくりをする

- ・勉強中は携帯電話の電源を切る。
- ・インターネットやゲームはひかえる。
- ・机の上を整頓する。
- ・マンガや雑誌など勉強の邪魔になるものは、近くに置かない。



4. 教科における家庭学習の内容（例）

教科	分野	家庭学習の仕方
国語科		・教科書の文章を音読する。 ・学習したその日にワークや問題集、タブレットドリルに取り組み、覚えるまでくり返す。
社会科	地理 歴史 公民	・地名や地域の特色を白地図に書き入れて覚える。 ・年表を書いて、時代の移り変わりや流れを理解する。 ・政治や経済のしくみの図を写し、用語を書き入れて覚える。 ・学習したその日にワークや問題集、タブレットドリルに取り組み、覚えるまでくり返す。
数学科		・授業でやった問題を紙に書きながらもう一度解く。 ・間違えたところを赤ペンで直し、もう一度解く。 ・学習したその日にワークや問題集、タブレットドリルに取り組み、覚えるまでくり返す。
理科		・学習したその日にワークや問題集、タブレットドリルに取り組み、覚えるまでくり返す。 ・その日のノートに目を通し、実験・観察の方法で大切な部分や足りない部分を付け足したり、アンダーラインを引いたりする。学習した内容を確認する。
英語科		・英単語を繰り返し書いて練習して覚える。 ・教科書の本文を繰り返し音読する。 ・学習したその日にワークや問題集、タブレットドリルに取り組み、覚えるまでくり返す。

学級活動

- ・学級生活を楽しく、充実したものにするため、一人一人が願いをもって自分の役割を果たそう。
- ・学級の問題を解決するために、仲間の良さやがんばりを認め合い、全員が協力し、工夫していこう。

学校での生活は学級が中心です。学級生活を楽しくしてこそ、充実した毎日を過ごすことができるのです。

充実した毎日を過ごすためには、一人一人が集団の約束を守って、仲間の気持ちを大切にし、強い願いをもち自分の役割に責任をもって果たしていくことが必要です。そのために、学級で「学級目標」や「学級の組織」をつくり、活動していきます。

1. 学級目標

生徒と担任の願いが込められた学級目標づくり

学級目標は、1年間それぞれの学級のゴールを示す大切なものであり、生徒たちの願いが集約されたものです。単なる言葉遊び（言葉の格好よさや造語）で終わることなく、担任と生徒の熱い思いの詰まった目標とし、日常生活の中で常に立ち返ることができるようにしていきます。

学級目標づくりで大切にしたいことは、次の5点です。

＜学級目標づくりで大切にすること＞

- ①生徒の具体的な姿を担任第一声と関わらせながら、方向付けていく。
- ②「どんな学級にしたいのか」一人一人の願いを出し合い、仲間と共通理解できるようにする。
※学級での話し合い活動と学級全体の合意形成を確実に行う。
- ③仲間と共に活動した結果、生み出された成果（学級の財産）を位置付けておく。
- ④学級全体で動く行事の意味付けを行い、組織で動けたという成功体験を生み出す。
- ⑤行動目標と到達目標が誰から見ても分かる文言にする。

2. 学級の組織

学級の一人一人が、学級の係を分担して受けもちます。一人一人の活動が、学級の活動にはなくてはならない大切なものです。

学級では、学習や生活において、互いに協力し、高め合うことができるように班をつくります。生徒会の時間には全員残って活動を行います。そのため学級諸係は兼任とします。

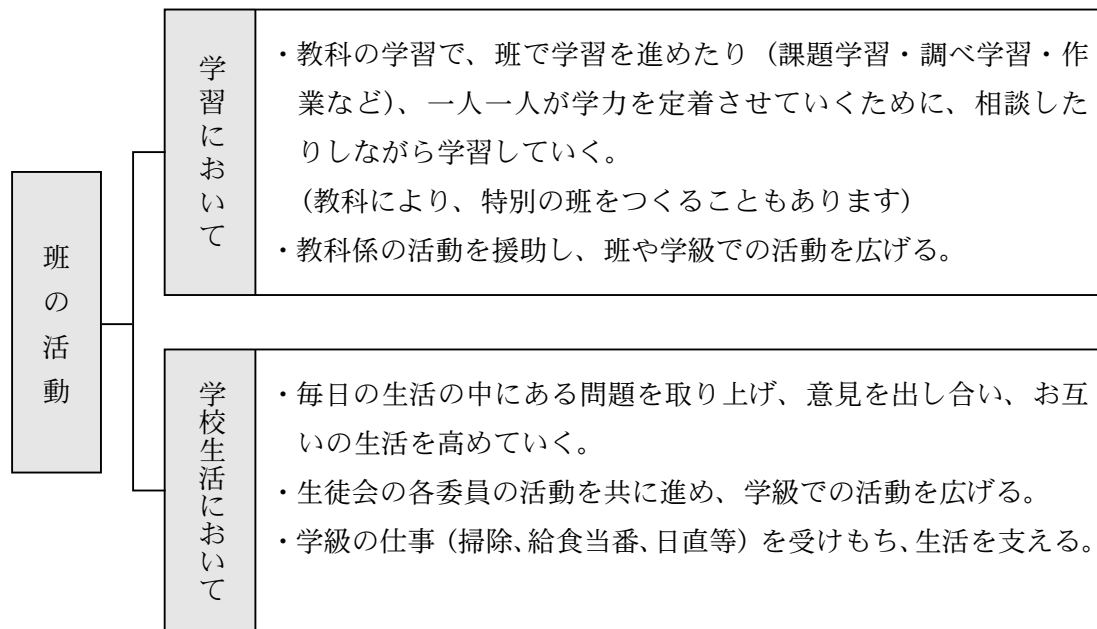
＜学級の組織の例＞

学級執行部会		生徒会委員	教 科 係		学級諸係(兼任)
議 員 (2名)					
学 級 委 員 (2名)		〈6委員会〉	国語科係	音楽科係	(例) 予美集号書 定化配令 係係係記
		学 習 委 員	数学科係	美術科係	
班 長 長 (班長の中から 1名選出)		環 境 委 員	理科係	技術科係	
		生 活 委 員	社会科係	家庭科係	
		文 化 委 員	英語科係	道徳科係	
班 長 (6名)		健 康 委 員	体育科係	学 活 係	
		情 報 委 員		総 合 係	
			1人で2教科以上を兼ねることもある		

3. 班の活動

学級で協力して活動していくために、班の活動が大切になってきます。1つの学級で、班の数は6つになります。

班での活動には、次の2つの活動があります。



班の活動には、中心となるべきリーダーが必要です。学校生活においての活動の中で、生徒会活動の中心となるのは委員会所属の人です。学習においての活動の中で、教科の活動の中心となるのは教科系の人です。また、班の活動を順調に進め、学級としての活動を盛り上げていくためには班長が必要になってきます。班員をまとめて活動することができた時、また課題を解決できた時、その歩みの中で、リーダーとしての充実感、満足感を味わうことができます。

4. 学級での会議（例）

- ・学 級 活 動 …… 学級委員・議員・班長長を中心に学級の問題を全員で話し合う。
- ・班 会 議 …… 班長を中心に、班活動・班の問題を話し合う。
- ・学級執行部会 …… 学級委員や班長を中心に、学級の活動・問題等の原案を話し合う。
- ・教 科 係 会 …… 学習委員や学習班長を中心に、各教科の教科係が学習姿勢等について話し合う。
- ・学 級 議 会 …… 議員・各委員会の委員を中心に、各月の活動について話し合う。

自分たちで考え、自分たちの手で、
楽しく充実した学校生活を築いていこう。

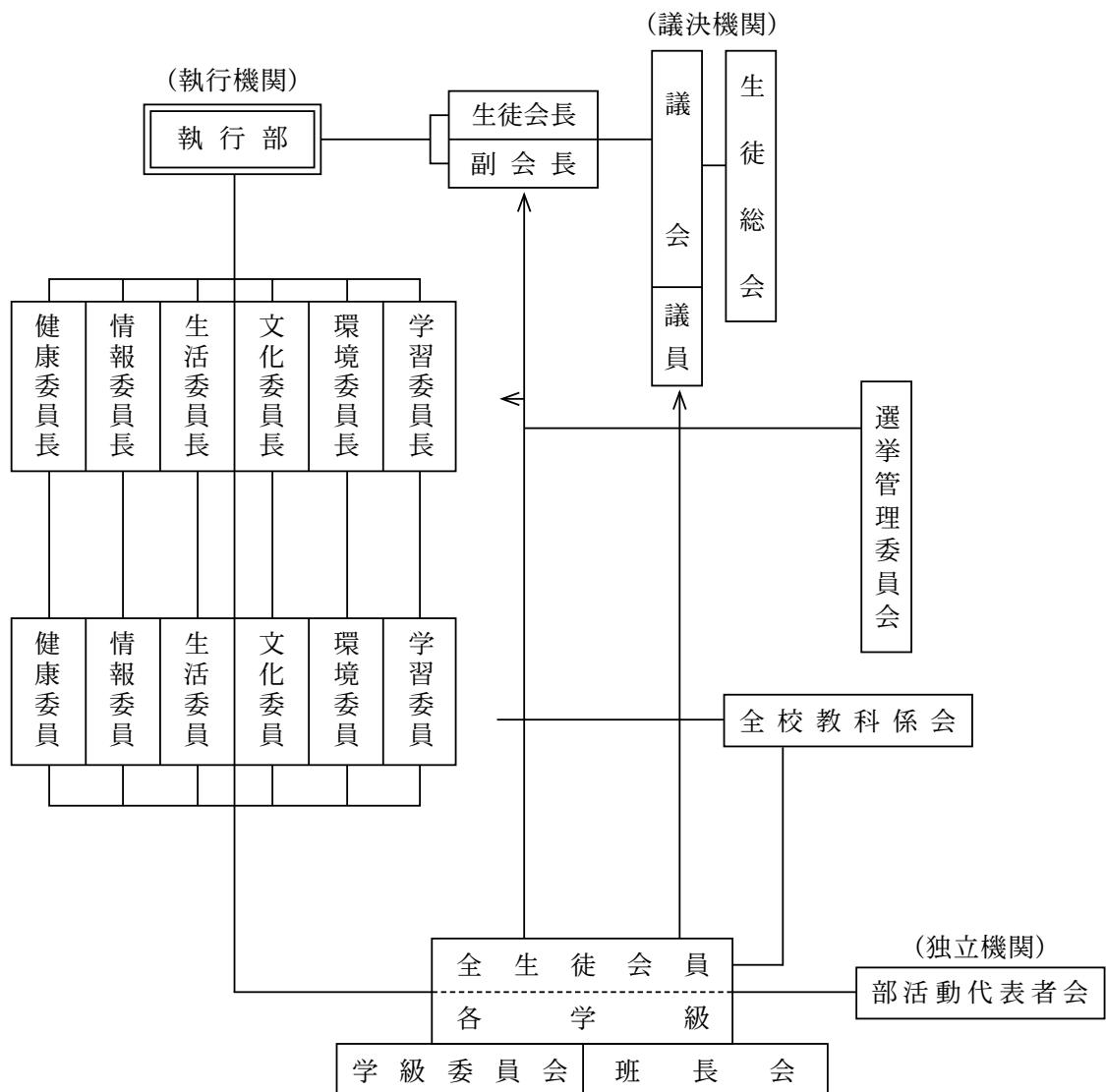
1. 生徒会活動の組織

岐南中の生徒全員で「岐南中学校生徒会」をつくっています。そして下の組織図のような組織で活動を進めています。

〈活動内容〉

楽しく充実した学校生活を、自分たちの力で築き上げるための日常活動、行事等の計画立案、そして運営をする。

〈組織図〉



2. 委員会活動

「自分たちで考え、自分たちの手で楽しく充実した生活を築いていこう。」

生徒会執行部	全校的な活動、行事の企画・運営	生徒議会	議案の討議と議決 学級の取組の推進
--------	-----------------	------	----------------------

委員会	活動の目的	活動内容例	
学 習	基本的な学習姿勢を定着させ、充実した授業を作るために活動していきます。	・授業の挨拶 ・話し方、聞き方の徹底 ・自分たちで創る学習づくり	
生 活	私たちの生活が明るく規律正しく行われるように努めます。	・挨拶運動 ・休み時間の過ごし方の呼びかけ ・時間を守る呼びかけ ・正しい身なりの呼びかけ ・生活のきまりの徹底 ・ボール当番	
環 境	学校の環境整備や安全な生活ができるように努めます。	・掃除道具の管理と活用 ・掃除交流の取組 ・大掃除の計画 ・ゴミ回収	
文 化	学校生活の中で合唱を中心とした文化的な活動を企画します。	・合唱の取組 ・合唱交流会の企画 ・人権宣言に関わる取組 ・仲間のよさ見つけ活動 ・合唱コンクールや合唱ステーションの企画・運営	
健 康	仲間が安心安全な生活が出来るように働きかけます。	給食	・三点着用の呼びかけ ・素早い、片付け、配膳の呼びかけ ・能率のよい配膳活動への取組 ・コンテナ当番 ・残菜を減らす活動への取組
		保健	・感染症対策の取組 ・在籍確認 ・メディアコントロール ・手洗い、消毒の徹底 ・ハンカチ持参の呼びかけ ・換気の呼びかけ ・欠席調べ
情 報	学校の情報を発信するため、放送活動や図書の活動を行います。	図書	・図書館利用の呼びかけ ・昼休みの図書館開放の貸出し当番 ・本の紹介 ・図書館の環境作り ・朝読書の取組
		広報	・学校、生徒会からの連絡放送 ・お昼の放送番組の製作

※全委員会が協力してスポーツステーション・合唱ステーションの企画・運営に取り組む。

同じ競技を通して、仲間とともに学び合い 心身をたくましく成長させていこう。

みなさんの先輩である2年生・3年生の人たちは、多くの人がいずれかの部に所属しています。そして自分を鍛えるために活動しています。みなさんも部活動で自分の心身をたくましく成長させていきましょう。

1. 部活動の魅力

- ・自分の好きなものに、思いきりうちこめること。
- ・学級の仲間とはちがった、同じ部活動を選んだ仲間と活動できること。
- ・2年生・3年生といっしょに活動をするので、先輩とも仲よくなれ、学校生活の悩みごとなども相談できるようになること。
- ・郡や岐阜地区の中学校の同じ活動をしている人と交流ができるうえ、良い成績をあげれば県や東海地区、全国の中学生とも交流できること。
- ・部活動が充実してくると、生活にも張りが出て自然と学習にも身が入り実力がつきます。部活動の魅力をあげていけばきりがありません。それだけ部活動は学校生活で大切なものなのです。

2. 入部するにあたっての心がまえ

- ・よく調べたり、見学したり、いっしょに練習させてもらったりして、「この部なら自分にぴったりだし、まちがいなく3年間がんばれる」と自信をもって入部することが大切です。
- ・1年生は、体の発達途中ですから、どうしても基本技術や体力トレーニングが多くなります。「つまらない」といってやめたりせず、がんばって続けて、基本技術や体力をつけることがその後につながります。

3. 部活動に入部するまでの手順

岐南中学校では、3年間同じ部活動が続けていけるようにするため、次の手順で入部を決定していきます。

- ①入学後、部活オリエンテーションをもとにいろいろな部を見学する。
- ②見学後、仮入部して活動する。一定期間内で入部希望を考える部（複数可）へ仮入部をし、入部する部活動を決定する。
- ③仮入部期間終了後、入部希望調査に回答する。
- ④その後、入部届けを提出して、本入部する。

4. 部活動の種類・活動場所

No.	部 名	活 動 場 所	No.	部 名	活 動 場 所
1	野球	グラウンド（南）	9	バスケットボール	体育館
2	サッカー	グラウンド	10	卓球	体育館
3	ソフトボール	グラウンド（北）	11	バドミントン	体育館
4	陸上競技	グラウンド	12	美術	美術室
5	ソフトテニス	テニスコート	13	吹奏楽	第1音楽室
6	ハンドボール	ハンドボールコート	14	科学・技術	パソコン室
7	剣道	体育館			
8	バレーボール	体育館			

生徒のニーズに応えた 10,000 冊以上の本と 図書室があなたを待っています。

1. 図書室の利用目的

- ・学習を助けたり、わからない課題を解決したりしていく場合に、図書室を利用しよう。
- ・自分の趣味を深めたり関心を伸ばしたりしていくために、図書室を利用しよう。

2. 図書室の開室

できるだけ多くの方に、図書室を利用してもらうために、毎日図書室は開室しています。マナーを守って、利用しましょう。

◎ 開室………昼休みの時間

3. 本の借り方、返し方

○借り方（1回に借りられる本は2冊で、期間は10日間）

- ①自分の読みたい（借りたい）本を本棚から取る。
- ②カウンターで学年、組、出席番号、名前を言って貸し出しの処理をしてもらう。

○返し方

- ①本をカートに返す。

4. 毎日朝読書を行っています。図書室で借りた本又は、家庭から持ってきた本(漫画や雑誌などは不可)を読みます。

第三章

生活ガイド

- ・時間を上手に使って、心をこめた掃除をしよう。
- ・クラスで協力して配膳をし、楽しく食事をしよう。

▶掃除時間は、15 分間

岐南中の掃除の時間は、班の仲間とともに、心を磨きあうことを大切にしています。

掃除は、班の仲間が全員そろって黙想をしてから始めます。

掃除終了 2 分前の放送で道具を片付け、反省会とあいさつをして終了します。

— 掃除で大切にしている 5 つの重点 —

- ①掃除場所の廊下で静かに黙想し、チャイムと同時に掃除を始める。
- ②班長の指示にしたがい、班の仲間と協力して、自分の分担に責任をもって活動します。
- ③活動中は黙って掃除をします。
- ④教室や廊下の床を、ぞうきんで何度もふいてぴかぴかにします。
- ⑤分担が終わっても、時間内は、みつけ掃除をします。

▶給食時間は、40 分間

配 膳
(15 分間)

- ・当番以外の生徒は、手洗い消毒をし、班の隊型にして、席に着く。
【10 分着席】
- ・当番は配膳台の上をふき、白衣・マスク・帽子を正しくつけて手洗い、消毒をし、配膳室へ食器等を取りに行き、配膳する。
【15 分配膳】

食 事
(20 分間)

- ・全員で「いただきます」をして、楽しく食べる。
- ・連絡・放送がかかったら、静かに聞けるようにする。
- ・全員そろって「ごちそうさまでした」をする。

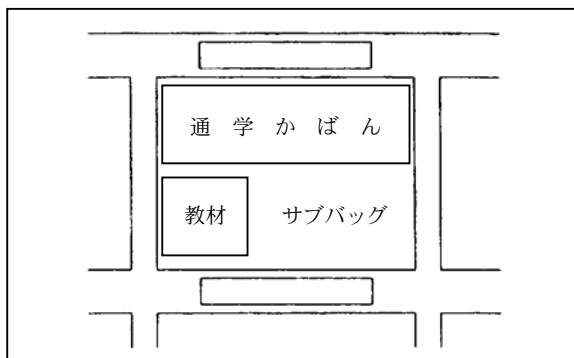
後片付け
(5 分間)

- ・食器をきれいにそろえて返す。
- ・当番は食器や食缶を配膳室に、もと通りに返す。
- ・当番は配膳台の上をふく。
【5 分片付け】

※当番はマイエプロンを使用する。

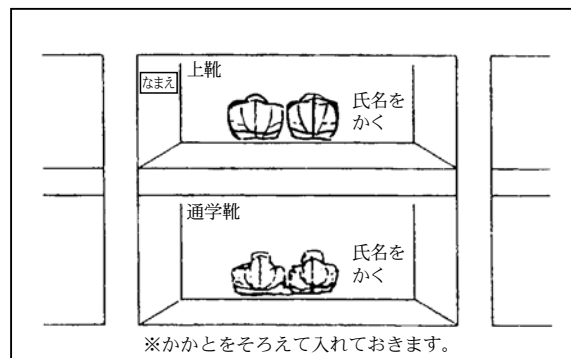
持ち物すべてに、自分の名前をはっきり書くようにしよう。

1. ロッカーの使い方



- ・ロッカーには通学かばんとサブバッグを入れる。
※サブバッグに部活道具を入れる場合は、部庫に置いておく。
- ・個人の机に物をかけると、机の間がせまくなるので、かばん等はかけない。
- ・通学カバンはロッカーの一番上に置く。

2. 靴箱の使い方



- ・靴箱は二段になっている。上の段には上靴を、下の段には通学靴を入れる。
- ・玄関に入る前に、土などを落としてから入る。
- ・靴のかかとは絶対にふまない。
- ・上靴は上面に、通学くつはかかとのよく見えるところに（図を参照のこと）記名をする。
- ・体育館シューズにも記名をする。

3. 傘立ての使い方

- ・雨の日、持ってきた傘は、雨を玄関でよく払い、各学級毎の傘立てにきちんと立てておく。
(持ってきた傘は、帰りに必ず持って帰る。)

岐南中学校の生徒全員で校外の生徒会をつくり、安全で秩序正しい生活ができるよう自分達の住んでいる地区の活動を楽しみましょう。

1. 主な活動

- ・地区の人と気持ちのよい“あいさつ”を進んで交わせるようにしましょう。
- ・地区での正しい自転車の乗り方、安全な生活に努めましょう。
- ・地区の行事などにボランティアとして進んで参加しましょう。（自治会の夏祭り、町民運動会、自治会の防災訓練、もちつき大会、敬老の日ボランティア等）

2. 地区分け

㊦	地 区 名	㊦	地 区 名	㊦	地 区 名	㊦	地 区 名
1	平 島 東	10	須 賀	19	北 組	28	徳 田 2
2	平 島 西	11	本 郷	20	東 組	29	徳 田 3
3	野 中 北	12	木 瀬	21	中 山	30	徳 田 4
4	野 中 南	13	南 屋 敷	22	大 山	31	徳 田 5
5	若 宮 地	14	上 印 食 北	23	み や ま ち 北	32	石 原 瀬
6	伏 屋 1	15	上 印 食 中	24	み や ま ち 南	33	薬 師 寺 1、2
7	伏 屋 2	16	上 印 食 南	25	川 手 畑		
8	伏 屋 3	17	中 食 東	26	江 尻		
9	伏 屋 4	18	中 食 西	27	徳 田 1		

※校外生徒会員数によっては、合同で活動する地区もあります。

中学生としての身だしなみを整えよう。

1. 服装と所持品について

- ①通学服
 - ・黒の標準学生服とする。または、スカートは、濃紺、ひだは24本程度のものとする。
 - ・夏季は、白のカッターシャツを着用する。
 - ・濃紺のセーラー服で、白の襟カバー、胸あて付きとし、リボンは黒とする。
 - ・スカートは、濃紺、ひだは24本程度のものとする。
- ②ジャージ上下
 - ・学校指定のものとする。
- ③靴下
 - ・白、黒、紺、ベージュ、灰、茶を基調としたもの。ワンポイントはよい。ライン入りは着用しない。くるぶしソックス可。
 - ・必要な生徒はストッキングやレギンス等（華美でないもの）を着用してもよい。ただし、靴下も着用するものとする。
- ④靴
 - ・白色で、体育に使用できる運動靴とする。（くつひもは白）
 - ・体育館シューズ、上ばきは学校指定のものとする。
 - ・雨天時は長ぐつをはいてもよい。
- ⑤カッターシャツ
 - ・白のカッターシャツとする。
 - （開襟シャツやボタンダウンのシャツは禁止。また極端に丈の短いシャツも禁止）
- ⑥通学鞆
 - ・第一鞆 黒の両肩かけ鞆とする。（名前を外側に明記）
 - ・サブバッグ 男女とも紺とする。
- ⑦防寒具
 - ・寒いときには、白、黒、紺、ベージュ、灰、茶を基調としたセーター・カーディガン・インナーを着用してもよい。（袖、襟から極端に出ないもの。ネックウォーマーも可）
 - ・マフラーは不可
 - ・冬季の登下校時、防寒具（白、黒、紺、ベージュ、灰、茶を基調とした）を着用してもよい。※部活動で購入したものを着用してもよい。
 - ・手袋は、5本指のあるものとする。
- ⑧頭髪
 - ・学習や運動にさしつかえない中学生らしい清潔感ある頭髪とする。
 - （染髪はしない。整髪料をつけない。など）
 - ・肩より長い場合はヘアゴム（黒、紺、茶など華美でないもの）でまとめる。
- ⑨その他
 - ・所持品には氏名を明記する。
 - ・学習に不要なものは、学校に持参しない。
 - ※（携帯端末機・ライター・ナイフ等危険物・キーホルダー など）

2. 標準学生服の購入にあたって

- ①学生服
 - ・両横のポケットラインが水平のもの。
 - ・裏地は地味な無地のもの。
 - ・袖口はストレートのもの。
 - ・上着丈・衿の高さなどが、極端に長かったり短かったりしているものは不可。
 - ・ボタン・裏ボタンに余計な飾りのないもの。

②学生ズボン

- ・ノータックのもの。
- ・ズボンの型は、自然なストレート型（裾巾 22 ～ 24 cm）のもの。
- ・腰の型は「帯付き」とし、ベルト通しがズボンの最上段に付けてある（×印に付けてあるものは不可）もの。
- ・ポケットは、飾りのないもの。

③セーラー服

- ・リボンは黒色のもの。
- ・上着丈は、ウエストラインがかくれる長さのもの。
- ・裏などに刺繍が入っていないもの。

④スカート

- ・ひだの数は、24 本程度のもの。
- ・長さは、膝がかくれる程度のもの。（折ったり、切ったりして、丈を短くしない）

3. 名札の付け方について

岐南中学校の名札は、プラスチックの長方形で、学年色の台布に縫い付ける。

- ・台布は、四隅を学生服やセーラー服に縫い付けるか、ホックどめ・安全ピンどめにしてもよい。
- ・夏季用カッターシャツも安全ピンどめにしてもよい。

4. 体育の服装について

①白の体操シャツ。

②紺色で無地のハーフパンツ。

③水泳着と帽子

- ・黒、紺の無地のスパッツ型の水着。または、黒、紺の無地のワンピースまたは、上下分かれているセパレートの水着も可。

④運動靴

- ・白色の運動靴。くつひもは白とする。
- ・体育館シューズ、上ばきは学校指定のものとする。

⑤体操服の下は、華美でないもの。（袖・襟から出ないもの）

5. ジャージの購入にあたって

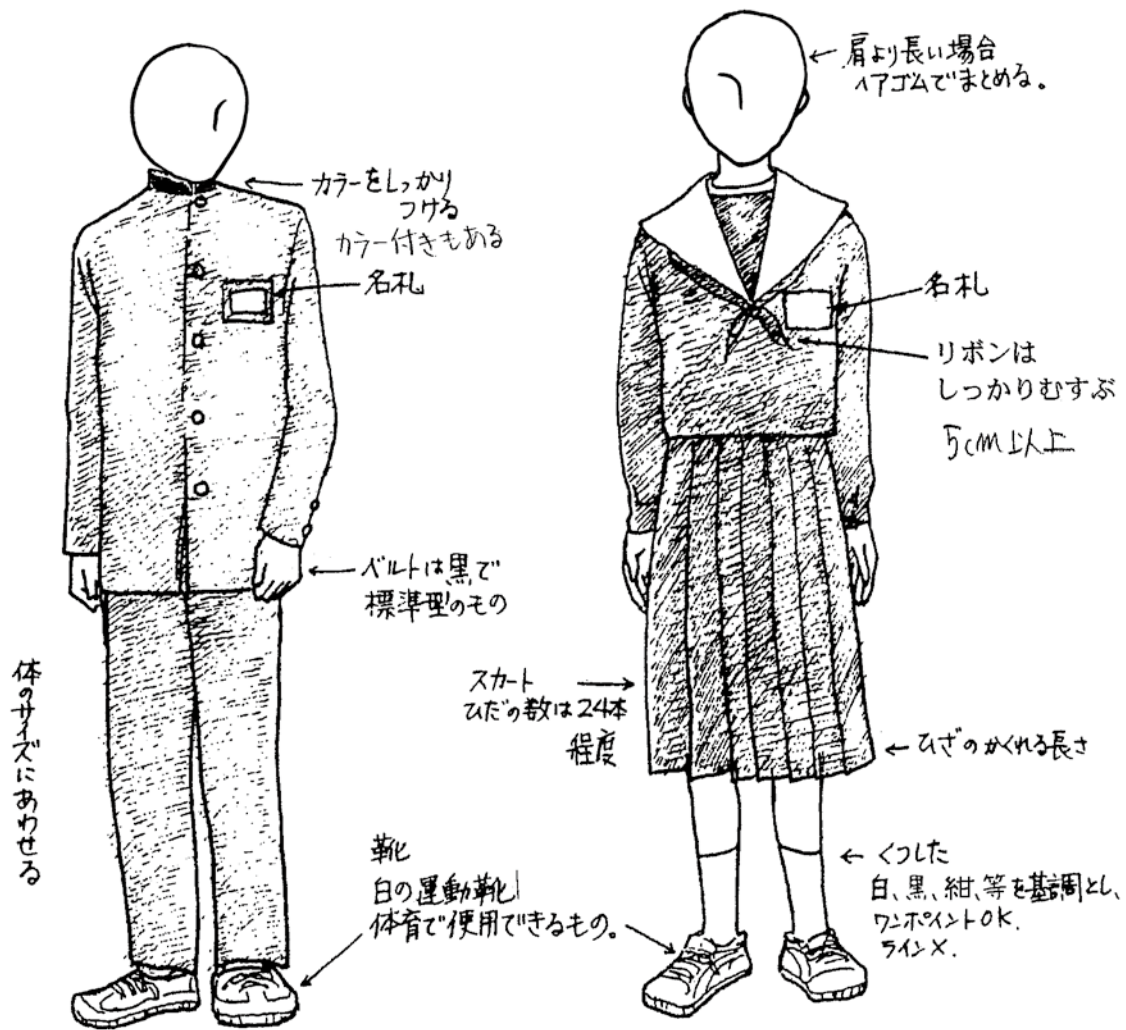
体育用のジャージの上着に校章と学校名（全学年とも白色）をプリントし、氏名（名字、全員白色）の刺繍を入れます。購入（注文）にあたっては次の点を配慮して下さい。

①刺繍を入れるために、早めに注文してください。

②身体のサイズに合ったものを注文してください。

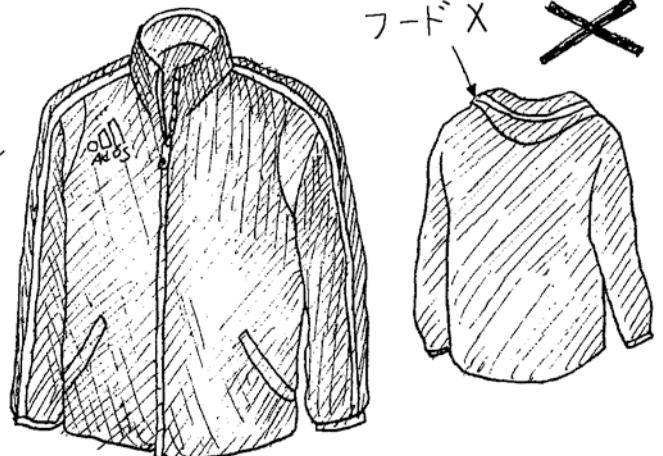
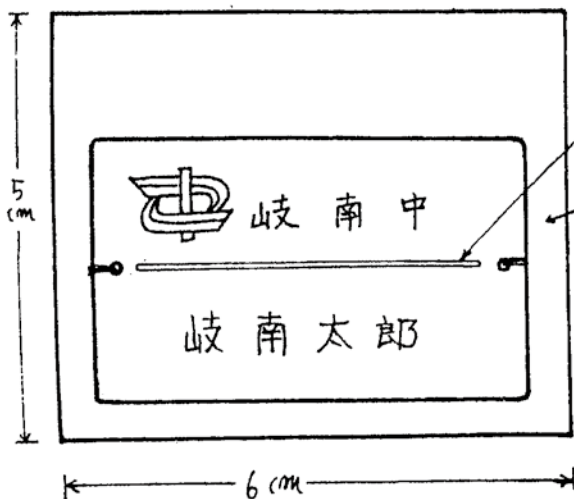
※ハーフパンツ、白の体操シャツ等に縫い付ける布の名札は、氏名を印刷するために、入学時に学校で一括して注文して配布します。

正しい身なり

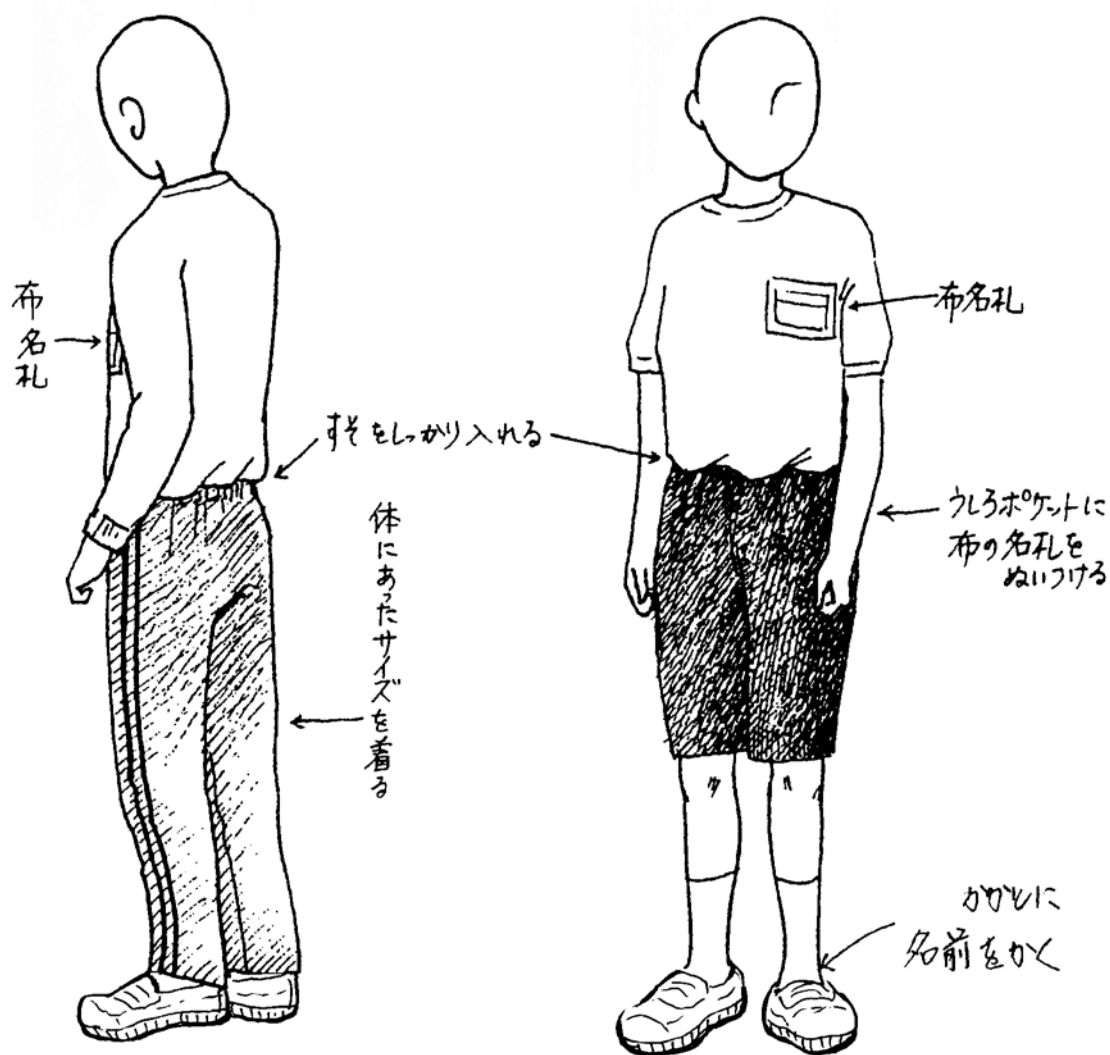
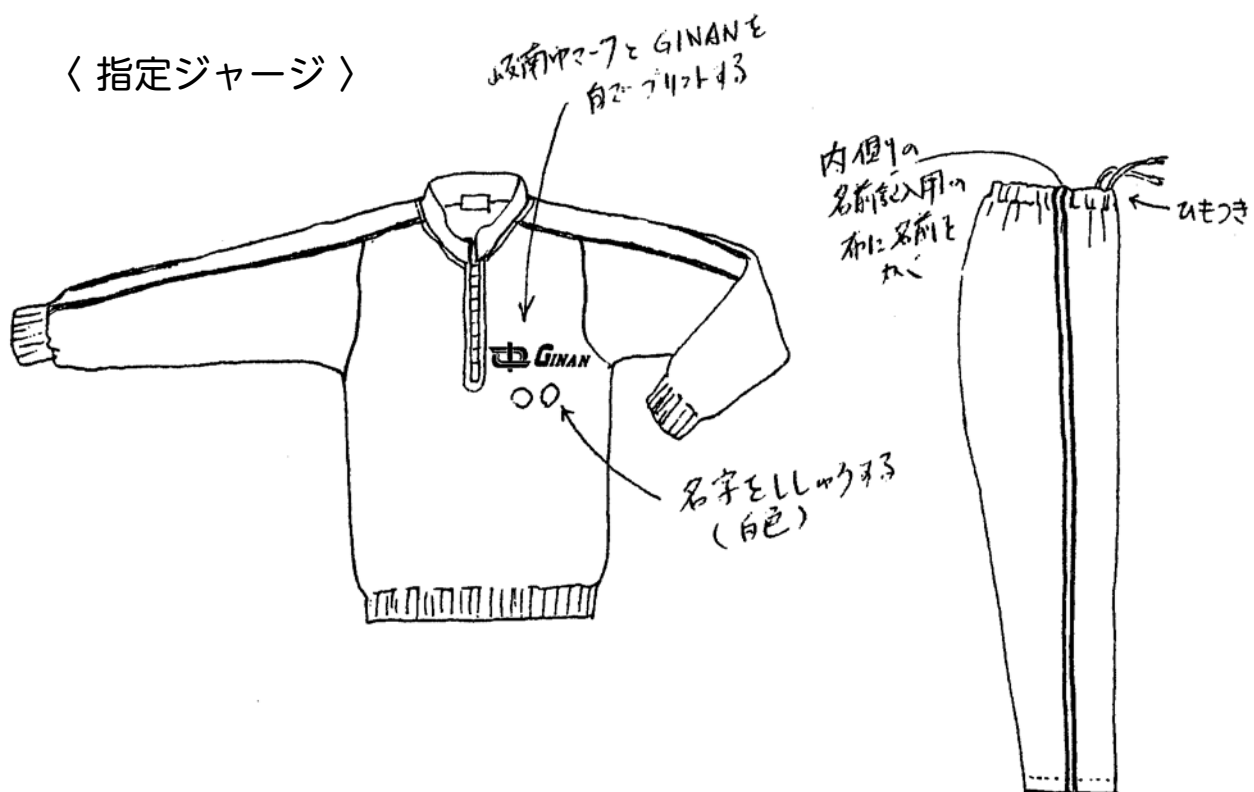


〈ウィンドブレーカー〉

〈名札のサイズ〉



〈指定ジャージ〉



学校指定品などの購入について

1. 個々で購入するもの

	品 名	備 考
学校指定のもの	通 学 か ば ん	黒色・両肩かけ。
	サ ブ バ ッ グ	紺色
	体 育 用 ジャ ー ジ 上 ネーム入り	名字の刺繍を入れる
	体 育 用 ジャ ー ジ 下	
	上 履 き	学年色（令和6年度は「緑」）
	体 育 館 シ ュ ー ズ	ひも靴（学年色のシューズ袋とセット）
	品 名	規 定
規定にあっていればよいもの	学生服上着（標準体）	・ポケットラインが水平のもの ・裏地が地味な無地のもの ・袖口がストレートのもの ・ボタン、裏ボタンに余計な飾りのないもの ・丈、襟の高さが極端に長かったり短かったりしないもの
	学 生 服 ズ ボ ン 夏用もあり	・ノータックのもの ・ストレート型のもの ・ベルト通しが最上段につけてあるもの ・ポケットは、飾りのないもの
	セーラー服（標準体）	・黒色のリボンのもの ・ウエストラインが隠れる長さの丈があるもの ・裏などに刺繍が入っていないもの
	ス カ ー ト 夏用もあり	・ひだの数が24本程度のもの ・膝が隠れる程度の長さのもの
	体 操 シ ャ ツ（長 袖）	・白色で無地のもの ※布名札を縫い付ける
	体 操 シ ャ ツ（半 袖）	・白色で無地のもの ※布名札を縫い付ける
	ハ ー フ パ ン ツ	・紺色で無地のもの ※布名札を縫い付ける
	通 学 用 靴	・白の運動靴 ・体育での使用に適するもの
	給 食 用 の エ プ ロ ン	・白を基本としたもの（ぼうし、袋とセット） ※小学校で使用したものでもよい
	雨 合 羽 ※	・白、クリーム色など明るい色のもの
	ヘルメット ※	・「自転車用」の記載があるもの ・「対人賠償責任保険付」のもの

※徒歩通学でも、部活動などで自転車を使用する場合に購入が必要です。

2. 年度初めに学校で一括購入するもの

・名札 ・体操シャツ用布名札（8枚） ・身分証 ・自転車登録用シール

※紛失した時などは、個々に購入していただきます。

- ・ 悩みや不安がある時は先生に相談しよう。
- ・ 保健室を正しく利用して、自分の健康に気をつけよう。

何か不安や悩みがあるときは、

- ・ 学級担任の先生や学年の先生がいつでも相談にのります。また、スクールカウンセラーや相談員の先生が相談にのってくれます。
- ・ ゆっくり話せるカウンセラー室もあります。
- ・ 定期的にアンケートに答える時間があります。教育相談週間には、担任の先生や相談したい先生といろいろなこと（学習・生活・仲間 等）について相談します。

一人で悩まず、先生に相談して解決していきましょう。

こんなときは相談してみよう

- 友達にいやなことを言われて、とても気になる。
- 部活動で一生けん命やっているが、うまくいかない。
- 班や学級でがんばっているのに、仲間がわかってくれない。
- 最近やる気がでない。何をやっても、すぐいやになってしまう。
- 自分のことを親がわかってくれない。
- 家で学習しようとしても集中できない。など……

保 健 室

- ・ 健康診断、健康相談、救急処置など傷病者への対応や、心と体の健康について振り返り考える場です。ルールを守って正しく利用しましょう。

* 保健室の利用の仕方 *

①からだや健康について知りたい時や相談したい時に利用します。

- ・ 保健室を利用する時は、緊急な場合を除いて、保健室利用カードに記入し、必ず担任の先生や教科担任の先生に許可をもらいます。
- ・ けがをした時や病気の時は、症状をわかりやすく伝えましょう。

②学校でけがをした時の応急処置をします。

- ・ あくまでも応急処置です。必要な場合は、病院へ行きましょう。
- ・ 飲み薬は、ありません。病院で自分にあった薬をもらいましょう。
- ・ 継続的なケガの手当ては行いません。家庭でのケガの手当ては行いません。

③保健室での休養は1時間までです。

- ・ 回復の見込みがない場合は、家の人に連絡をして早退します。
- ・ 家庭でゆっくり休養したり、病院で診てもらったりしましょう。
- ・ 家庭にて健康観察をし、良好の場合のみ登校する。
- ・ 原則として1時間目と6時間目は利用できません。

※手当てを受けたり、休養したりした時は、家の人に話しましょう。

※急な病気やけがの時に連絡ができるように、家の人との連絡先がいつも分かるようにしておきましょう。緊急連絡先の変更がある場合は、すぐに担任へ連絡してください。

生徒会会則

第1章 名 称

第1条 本会は岐南中学校生徒会といいます。

第2章 目 的

第2条 私たちはお互いに人格と自由を尊び、楽しく充実した学校生活を築くために進んで活動します。

第3章 会 員

第3条 本校生徒は全員本会の会員です。

第4条 本会を運営していく権利は会員にあります。会員はそれにとまなう義務と責任をもちます。

第5条 本会の会員は選挙権、被選挙権、及び一般投票権をもっており、誰もこの権利をさまたげることはできません。

第4章 議決機関

第6条 生徒総会は第2章の目的を達するため、重大な問題について話し合います。

第7条 生徒総会は全会員の4分の3以上の出席により成り立ちます。

第8条 生徒総会は全会員の3分の2以上の賛成で決めることができます。

第9条 生徒総会は会長が議会にはかって招集し、議長は議会議長がつとめます。

第10条 生徒議会は細則で定められた方法で選出された議員によって構成されます。

第11条 生徒議会は総議員の3分の2以上の出席により成り立ちます。

第12条 生徒議会は第2章の目的を達するために、いろいろなことを決めます。

第13条 生徒議会は出席議員の過半数の賛成で決めることができます。

第14条 生徒議会は生徒会長が招集し、議事は議会議長がすすめます。

第15条 議員の4分の1以上の要求があるときは、生徒会長は生徒議会を招集しなければなりません。

第5章 執行機関

第16条 全会員から選ばれ、生徒会を全会員に代わって運営していきます。

第17条 生徒会長は生徒会の仕事を執行する権利と責任をもっています。

第18条 執行機関としてつぎの機関を設けます。

- (1)生活委員会 (2)環境委員会 (3)文化委員会 (4)J R C委員会
(5)給食委員会 (6)図書委員会 (7)保健委員会 (8)広報委員会
(9)学習委員会

第19条 各委員長は生徒会長から指名されそれぞれの仕事を執行していく権利と責任をもちます。

第6章 独立機関

第20条 生徒会をよりよくするために、校外生徒会、部活動代表者会、学級委員会は連携をとり活動します。

第7章 財 政

第21条 生徒会の財源は、生徒会費とその他の収入によってまかなわれます。

第22条 生徒会の予算及び決算は議会の承認を必要とします。

第23条 生徒会の会計及び備品の監査は各期末の議会によって行われます。

第8章 選 挙

第24条 生徒会で行われる選挙は、すべて選挙管理委員会で決めたとおりにおこないます。

第25条 選挙管理委員会は、前期・後期に立候補し、議会の承認を得てつくられます。

第9章 アドバイザー

第26条 アドバイザーとは、例えば各学年の主任や前生徒会役員等の事です。アドバイザーは、生徒会をよりよくするために助言します。

第10章 最高決定

第27条 校長先生は、生徒会のどんな問題に対しても最終承認されます。

第11章 役員の任期

第28条 役員の任期は1期間とし、期間は次のとおりです。

前期 4月1日～10月15日まで

後期 10月16日～翌年の3月31日まで 日付は管理規則による

第12章 改 正

第29条 本会則の改正は総議員の3分の2以上の賛成を得て全会員に提案し、その3分の2以上の賛成によって決められます。

第13章 細 則

第30条 本会則でおこなうことについては、すべて細則に定めます。

第31条 すべての細則は議会で承認されなければ実行できません。細則の修正についても同様とします。

附 則

第1条 本会則は1973年11月3日より有効です。

第2条 一部改定(平成10.10.1)

◎細則は別記

第25条、26条 一部改訂(平16.2.9)

生徒会運営細則

昭和48年11月3日施行

この細則は会則第13章に基づく細則であります。

第1節 役 員

第1条 生徒会長は生徒会運営のいっさいの責任をもちます。

第2条 生徒会長は各委員会の活動を見守ります。

第3条 生徒会長は生徒会いっさいの財産を管理します。

第4条 生徒会長は議事に原案を提出します。

第5条 執行部員は生徒会長を助け、会長不在のときはその任務を代行します。

第6条 執行部員は対外関係の仕事と事務的な仕事をします。

第2節 執行委員会

第10条 生徒会執行委員会は生徒会運営上重要なことを相談します。

第11条 生徒会執行委員会は生徒会長が招集します。

第12条 執行委員会のメンバーは生徒会長、副会長及び執行機関の各委員長によって構成されます。

第3節 解 職

第13条 役員は議長の発案により、議会で議員の3分の2以上の賛成があり、次に全生徒会員の3分の2以上の要求があった場合は辞任しなければなりません。

第4節 辞 職

第14条 執行委員は病気などの一身上の都合でその責任が果たされないと認められた場合、辞任することができます。この認定は関係機関のアドバイザーがし、その後任には原則として副がなります。

第5節 執行機関

第15条 各局・委員会は次のような目的と活動内容をもちます。

〈生活委員会〉

目的…私達の生活が明るく規律正しくおこなわれるためにおかれます。

活動…生徒心得の啓蒙活動の中心機関として活動します。あいさつの推進、時間行動の遵守の中心となり活動します。

〈環境委員会〉

目的…学校の環境整備全般、安全生活の管理のためにおかれます。

活動…生徒の自主管理のもと、清掃活動・学校美化の中心となり活動します。校内の安全な生活の維持の中心となり活動します。

〈文化委員会〉

目的…学校生活の中での文化的な企画、運営するためにおかれます。

活動…生徒会員の教養、楽しさを創り上げる企画をし、全校的な視野で高めていく活動をしします。

〈J R C委員会〉

目的…身近な生活から国際的な視野までの福祉、奉仕のあり方を提案し、実行していくためにおかれます。

活動…J R C活動の意義を全校的に理解させていきます。具体的なJ R C活動の推進をしていきます。

〈給食委員会〉

目的…給食委員会はわたしたちの学校給食を楽しくおこなうためにおかれます。

活動…食生活についての知識を広め、偏食をなくし、運搬、配膳、あとしまつ等について話し合い、改善につとめます。

〈図書委員会〉

目的…図書委員会はわたしたちの読書生活の向上をはかるためにおかれます。

活動…図書の紹介につとめ、図書館の効果的な利用の推進をします。

〈保健委員会〉

目的…私たちの保健及び安全に関する活動を行うためにおかれます。

活動…日常生活の健康に関する活動や、時期に応じた体に関する啓蒙活動を行います。

〈広報委員会〉

目的…学校の放送活動と新聞を通して学校生活全般が円滑かつ活発におこなわれるためにおかれます。

活動…学校、生徒会からの伝達、お屋の放送番組の制作を通して、学校生活を円滑にする活動をしします。

〈学習委員会〉

目的…基本的な学習姿勢を定着させ、充実した授業を作るために活動していきます。

活動…3分前着席、挨拶、話し方・聞き方など、全校体制で取り組みを行います。

第16条 各委員会のメンバーは各学級より、1名選出します。

第6節 独立機関

第18条 独立機関として校外生徒会、部活動代表者会、学級委員会があります。

第19条 独立機関はそれぞれ次のような目的、活動内容をもちます。

〈校外生徒会〉

目的…校外生徒会は地域ごとに安全で秩序正しい校外生活ができるため

におかれます。

活動…地域の生活組織体をつくり、よりよい暮らしや奉仕活動などの建設的な生活をするための企画、運営をします。

(部活動代表者会)

目的…部活動代表者会は顧問と部長とで組織され、わたしたちの部活動が円滑かつ活発におこなわれるためにおかれます。

活動…部の運営や企画について、部間で交流。調整をおこないます。

(学級委員会)

目的…学級委員会は各学年、各学級の問題を審議し、各学年の活動を充実させるためにおかれます。

活動…各クラスの活動状況を交換し、必要に応じて各学年ごとの活動をおこないます。

附 則

第 1 条 この細則は、岐南中学校生徒会会則を施行する日（昭 48.11. 3）からこれを施行する。

第 2 条 一部改定（平 10.10. 1）

第 16 条 一部改訂（平 13. 4. 1）

第 5、10、13、16 条 一部改訂（平 16. 2. 9）

第 7、8、17 条 削除（平 23. 1.28）第 6、9、12、15、16 条 一部改訂（平 23. 1.28）

生徒会選挙細則

この細則は会則第 13 章に基づく第 8 章の細則です。

第 1 節 目 的

第 1 条 選挙管理委員会は、選挙活動が公正かつ秩序正しくおこなわれるためにおかれます。

第 2 節 選挙管理委員会

第 2 条 選挙管理委員会は各クラス 1 名ずつの委員によって作られます。

第 3 条 選挙管理委員会は各期末において立候補し、議会の承認を得てなります。

第 4 条 選挙管理委員長は委員の互選によって決まります。

第 5 条 選挙管理委員会の事務は生徒会室においてとります。

第 6 条 選挙管理委員会は次の原則に基づいて活動します。

- (1)選挙管理委員はその管理する選挙におこなわれる選挙運動に活動することはできません。
- (2)選挙に関する事務活動は選挙のおこなわれる 20 日以前から始めます。

第 3 節 選挙事務

第 7 条 選挙管理委員会の取りおこなう仕事は次のとおりです。

- | | |
|--------------|-------------|
| (1)選挙期日の決定 | (2)候補者の受付 |
| (3)立候補者の資格認定 | (4)選挙人名簿の点検 |
| (5)投票用紙の作成 | (6)投票の管理 |
| (7)選挙結果の発表 | (8)選挙運営の管理 |
| (9)選挙規則の作成 | (10)その他 |

第 4 節 選挙運動

第 8 条 選挙運動は立候補者及び推薦者によっておこないます。

第 9 条 選挙規則はその都度、選挙管理委員会によって作られます。

第 10 条 選挙運動については、選挙規則に反する運動をした場合には、選挙管理委員会は直ちに立候補を取り消します。

第 5 節 立候補資格

第 11 条 生徒会においておこなわれる選挙に立候補する人は次の資格が必要です。

- (1)全会員より 20 名以上の推薦を受けた者。
- (2)本校生徒で 30 日以上生活した者。
- (3)その選挙がおこなわれると発表されたときに、長期欠席をしていない者。

第 6 節 選 挙 権

第 12 条 本校の生徒会員には、すべて選挙権が与えられます。しかし、本年度後期生徒会選挙における 3 年生の被選挙権と、次年度前期の選挙における 3 年生の選挙権と被選挙権は有しない。

第 7 節 執行部役員選挙

第 13 条 生徒会長、執行部員、各委員長は面接にて決定されます。

第 8 節 費 用

第 14 条 生徒会選挙に関して管理委員会で必要な事務費は生徒会長に要求できます。

第 9 節 任期及び辞任

第 15 条 選挙管理委員会の任期は半年間です。

第 16 条 選挙管理委員が選挙に立候補する場合は各クラスで補充しなければなりません。

第 2、3、6、15、16 条 一部改訂（平 16. 2. 9）

第 7 節 一部改訂（平 23. 1.28）

第 13 条 一部改訂（令 3. 3.31）

第 12 条 一部改訂（令 6. 3. 1）

生徒議会細則

昭和 48 年 11 月 3 日施行

この細則は会則第 13 章に基づく細則であります。

第 1 節 目 的

第 1 条 議会は、会則第 2 章の目的を達成するため、生徒会運営上に必要なことをいろいろ決めます。また、生徒会の活動が活発におこなわれるよう努力します。

第 2 節 議 員

第 2 条 議員は学級より、男女 1 名ずつ立候補します。なお、任期は半年間です。

第 3 条 議員は、各学級の学級委員、執行機関の委員を兼ねることはできません。

第 4 条 議員は、議案審議中に修正の動議、緊急閉会動議を出すことができます。ただし、動議は、1 名以上の支持者を必要とします。

第 5 条 議員は、原則として、代理を出すことはできません。ただし、やむを得ない場合は、議長の承諾を得て、代理を出すことができます。

第 3 節 役 員

第 6 条 議会の役員は、下記のとおりです。

(1)議長 (2)副議長 (3)書記

第 7 条 議長及び副議長は、各 1 名選出されます。

第 8 条 議会は、新しい議員選挙後の最初の議会において、議長、副議長、書記を、無記名投票又は挙手により選出します。議長が選出されるまでは、会長が議長の職務をおこないます。

第 9 条 役員の任期は、議員の任期と同じです。

第 10 条 議長は、議会の運営について、いっさいの責任をもちます。

第 11 条 副議長は、議長を助け、議長が不在の場合は、その職務を代行します。

第 12 条 副議長は、生徒総会の副議長を兼ねます。

第 13 条 議長、副議長がともに、事故・欠席等で不在のときには、議長を選出し、議長の代行をします。議長が選出されるまでは、会長が議長の職務をおこないます。

第 14 条 議長又は副議長のいずれかが転校等で欠けたとき、あるいはともに欠けた場合は、すぐに、その選挙をおこないます。

- 2 前項の選挙の場合には、議長、副議長のいずれかで残っている人が議長の職務をおこないます。すべてが欠けたときは会長が議長の職務をおこないます。

第 15 条 役員は、議員の発案により、議会で総議員の 3 分の 2 以上の要求があった場合は、辞任しなければなりません。

第 4 節 議 会

第 16 条 議会は、公開とします。

第 17 条 議会の会議は、次の順序でおこないます。

- (1)副議長は、議員の出席を点呼し、人数を議長に報告します。
- (2)議長は、議会の成立を確認し、開会を宣言します。
- (3)執行委員会は、執行事務担当者によって議案を提出し、議会の審議、承認を求めます。
- (4)議員は、議案を提出することができます。ただし、1 名以上の支持者を必要とします。
- (5)前回より、もちこした議案があれば議長はその未決議案を復唱して議事とします。
- (6)顧問の先生は、生徒会に関する職員会の連絡をします。
- (7)議員は生徒会活動について、質問したり、意見を述べることができます。
- (8)副議長は、議事録を朗読し、承認を求めます。
- (9)議長は、閉会を宣言します。

第 18 条 議会の成立は、総議員の 3 分の 2 以上の出席を必要とします。

第 19 条 議会は、月 2 回開くことを原則とします。ただし、必要な場合は臨時議会を開くことができます。

第 20 条 議会は、全会員の 5 分の 1 以上が解散を要求した場合、全校投票をおこない、そこで、全会員の 3 分の 2 以上の要求があったときには、自動的に解散します。

第 5 節 表 決

第 21 条 議案の議決は、原則として、挙手によっておこないます。ただし、議長の判断で、起立表決の場合もあります。また、議会において重大議案と認めた場合及び提案者が要求した場合は、無記名投票をおこなうことができます。

第 22 条 議会は、出席議員の過半数の賛成によって決まります。ただし、議会又は議長が重大議案と認めた場合には、出席議員の 3 分の 2 以上の賛成によって決まります。

第 6 節 会計監査及び委員

第 23 条 生徒会の会計監査は、各期末の議会によっておこなわれ、出席議員の 3 分の 2 以上の承認が必要です。

第 24 条 全生徒の会計監査委員は、議長と副議長の 2 名が代行します。

第 7 節 傍 聴

第 25 条 議会の傍聴は、自由です。ただし、傍聴を希望する人は、議長
の承諾を得なければなりません。また、発言権、決議権はありません。

第 26 条 傍聴人が、審議等の妨害をする場合、議長はこれを退場させる
ことができます。議員についても同様です。

第 8 節 制定及び改廃

第 27 条 この細則の制定及び改廃は、議員の発案により、議会で総議員
の過半数の賛成が必要です。また、全会員の 5 分の 1 以上が制定及び改
廃の要求をした場合も、総議員の過半数の賛成が必要です。

附 則

この細則は、岐南中学校生徒会会則施行の日（昭 48.11. 3）から、これ
を施行する。

第 2 条 一部改定（昭 53.12.13）

第 3 条 一部改定（平 9. 4. 1）

第 4 条 一部改定（平 11. 4. 1）

岐南町立岐南中学校長 様

自転車使用許可申請書

交通法規はもちろん、岐南中学校の自転車使用のルールを守って安全に登下校します。違反があった場合については、学校のルールに従って処分を受けることを条件に保護者連署をもって自転車使用許可を申請します。

令和 年 月 日

() 年 () 組 () 番：生徒氏名

住 所	岐阜県
防犯登録番号	
自転車保険名・保険番号	

※傷害保険未加入者は自転車通学を許可できません。

※以下のルールを守って自転車を使用します。（「岐南中ガイド」より） ※部活動等の場合も同様

確認○	自転車使用許可順守項目（約束できる項目に○を記入する）
	交通法規（縦一列通行、交差点・踏切での一旦停止・左右確認）を必ず守って通学する。
	自転車に乗る時には、必ずヘルメットを着用し、あごひもをしっかりとめる。
	携帯電話等の使用、イヤホン等の使用、傘差し運転、二人乗り運転、並走等をしない。
	後輪の泥除けに許可シールを貼付し、通学路を守って通行する。
	第一カバンはひも等で荷台に固定するか、背負う。（カゴ入れ禁止）
	ブレーキや電灯など、自転車点検をして安全が確認された自転車で通学する。
	通学用に適した自転車で、変形ハンドルや不必要な装着品は使用しない。

保護者として上記のルールを守らせ、違反した場合は自転車使用許可の取り消しを承認します。

令和 年 月 日

保護者署名

印

岐南町立岐南中学校通学路

